

寄附金等取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第6条第4項の規定に基づき公益財団法人健康・体力づくり事業財団（以下「財団」という。）が受領する寄附金に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 一般寄附金 個人又は団体から用途が特定されず受領する寄附金
- (2) 特定寄附金 ア：広く社会に、財団が用途を特定して一定期間募金活動を行うことにより受領する寄附金
イ：個人又は団体から用途が特定されて受領する寄附金

- 2 この規程における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。
- 3 賛助会員から収納する会費については、別に定める賛助会員規程の定めによる。

(一般寄附金の募集及び用途)

第3条 財団は常時一般寄附金を募ることができる。

- 2 一般寄附金は、定款第4条に定める公益目的事業に使用するほか、財団の運営上必要な範囲で財団の管理費に使用することができる。ただし、その場合であっても寄附金額の50%以上は公益目的事業に使用する。

(特定寄附金の募集及び用途)

第4条 第2条第1項第2号アの特定寄附金を募集するときは、募集総額、募集期間、募集対象、募集理由、次項に規定する資金用途及びその他必要な事項を説明した書面（以下「募金目論見書」という。）を理事会に提出し、承認を求めなければならない。

- 2 第2条第1項第2号アの特定寄附金は適正な募集経費を控除した残額の総額を、定款第4条の公益目的事業の全部又は一部に使用することとして資金用途を定めなければならない。この場合、適正な募集経費は募集総額の30%以下でなければならない。
- 3 財団は、第2条第1項第2号イの特定寄附金は、常時募ることができる。
- 4 前項の場合は、全額を寄附者の特定した用途に使用する。

(募金目論見書の交付等)

第5条 第2条第1項第2号アの特定寄附金を募集するときは、募金目論見書を募金の対象者に事前に交付しなければならない。ただし、ホームページ上の公開に代えることができる。

(募金に係る結果の報告)

第6条 財団は、第2条第1項第2号アの特定寄附金の募集期間終了後速やかに寄附金総額、使途予定その他必要な事項を記載する報告書を寄附者に交付するものとする。ただし、ホームページ上の公開に代えることができる。

2 財団は、第2条第1項第2号アの特定寄附金の支出が完了したときは、当該寄附金の収支に係る収支決算書及び当該支出による効果などを記載した報告書を寄附者に交付するものとする。ただし、ホームページ上の公開に代えることができる。

(受入基準)

第7条 寄附金が下記各号に該当する場合若しくはそのおそれがある場合には、当該寄附金を辞退しなければならない。

- (1) 国、地方公共団体、公益法人及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に規定する者以外の個人又は団体がその寄附により、特別の利益を受ける場合
- (2) 寄附者がその寄附をしたことにより、税の不当な軽減をきたす結果となる場合
- (3) 寄附金の受け入れに起因して、財団が著しく資金負担が生ずる場合
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、財団の業務の遂行上支障があると認められるもの及び財団が受け入れるには社会通念上不相当と認められる場合

(受領書等の送付)

第8条 寄附金を受領したときは、遅滞なく礼状、受領書及び当該寄附金にかかわる第5条による募金目論見書を寄附者に送付するものとする。

2 前項の受領書には、財団の事業に関連する寄附金である旨、寄附金額及びその受領年月日を記載するものとする。

(情報公開)

第9条 財団が受領する寄附金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規程第22条第5項各号に定める事項について、事務所への備置き及び閲覧等の措置を講ずるものとする。

(個人情報保護)

第10条 寄附者に関する個人情報については、別に定める個人情報保護規程に基づき、細心の注意を払って情報管理に努めるものとする。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。